

遊漁者等によるがざみ類の採捕の制限に係る委員会指示（案）について

令和 5 年以降、主に秋期の夜間の干潮時に木更津地先の干潟に入り、たも網等でがざみ類を採捕する遊漁者が急増しています。

遊漁者が入っている干潟は地元漁協が管理している漁業権漁場であり、漁業権管理に支障が生じていることやがざみ類の資源保護上も懸念があることから、海区漁業調整委員会指示による規制を行うこととしています。

1 令和 6 年度の遊漁者の採捕実態調査の結果

- 8～12 月にがざみ類を採捕していた遊漁者は、延べ約 740 人と推定された。

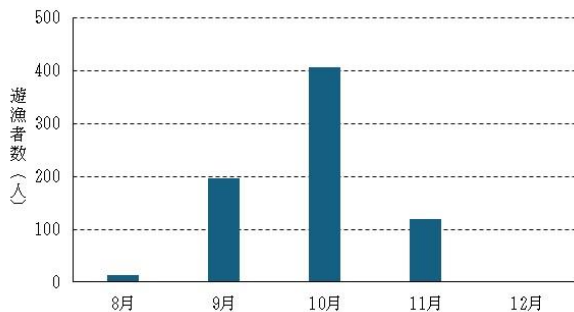
（1 日最大約 50 人で、ほとんどが外国人遊漁者。たも網等で採捕しており漁業関係法令には抵触せず）

- 遊漁者による採捕量は 0.45 トンと推定。

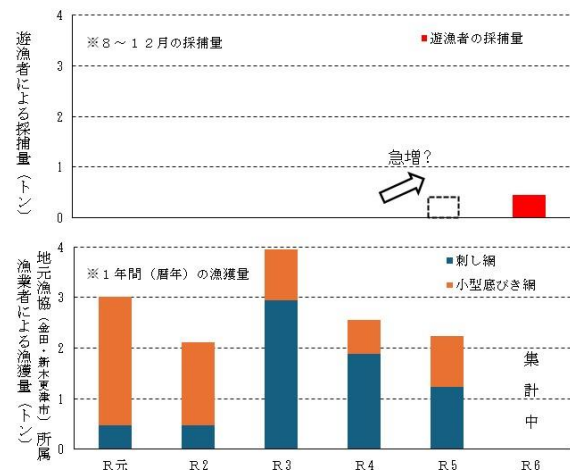
（漁業者による漁獲量 2～4 トンの約 1～2 割に相当）

⇒今年度も多くの遊漁者が確認され、今後もこうした状況が継続して、漁業調整上も問題となるおそれがあることから、漁業調整委員会指示による規制が必要と判断した。

【参考】



令和 6 年における遊漁者数の月別推移



遊漁者による採捕量及び地元漁業者による漁獲量

2 海区漁業調整委員会指示（案）の概要

今回の事案は漁業権漁場に多数の遊漁者が立ち入ることによって起きているものであり、その防止のために必要最小限の規制とし、遊漁者に対し過度な規制にならないよう留意し以下のとおり、がざみ類の採捕を禁止する。

(1) 採捕の制限

共同漁業権共第 2 号及び共第 3 号の区域において、9 月から 11 月までの夜間、がざみ類の採捕を禁止する。

(2) 適用除外

従前から適法に営まれている漁業（共同漁業権漁業及び知事許可漁業）や試験研究は規制対象から除外する。

(3) 指示の有効期間

指示の有効期間は 1 年間とする。

3 スケジュール

令和7年3～4月	パブリックコメント（1か月）
令和7年5月	海区漁業調整委員会で指示案を審議
令和7年5～6月	海面利用調整部会に諮問
令和7年7月	委員会指示の発出
令和7年7～8月	周知期間（約2か月）
令和7年9月～	委員会指示による規制開始